

## 八雲町立地適正化計画素案（H30.12 版）についての主な意見

No	訂正内容	ページ	対象部分	意見等	対応
1	記述追加	1	都市計画区域	<input checked="" type="checkbox"/> 将来都市構造図には、新幹線新駅付近を都市計画区域の拡大を検討する地区と記載されているが、新幹線新駅の開業までに都市計画区域を拡大する予定があるのであれば、拡大に伴う立地適正化計画の対応方針についても触れた方が良いと思われる。	<p>→ 以下のような内容を追記。（「1.3 計画対象範囲」で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新駅周辺は、「牧場の中の駅」をキーワードに、必要最低限の整備とする方針である。</li> <li>● その方針も踏まえ、都市計画区域を拡大し、白地地域とし、特定用途制限地域と景観地区の設定をして、既存の牧歌的風景を保全し、生かすエリアとしていく予定であり、居住や都市機能を誘導するエリアとはしない。</li> <li>● 今回は、現行の都市計画区域を対象範囲とするが、今後は、都市計画区域の変更を踏まえ、対象範囲の拡大を行っていくこととなる。</li> </ul>
2	図の修正	2	ハザードマップ	<input checked="" type="checkbox"/> ハザードエリアを根拠に居住誘導区域を設定しているため、ハザードマップの出典元を明記した方が良い。また、国・北海道等から公表されている最新の危険箇所となっているか確認が必要である。 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域の図に、危険箇所が記載されていないのは何故か。土砂災害警戒区域図について、八雲町内では平成 30 年 3 月に指定された箇所があるため、国土数値情報では反映されていない。（参考：北海道土砂災害警戒情報システム）	<p>→ ハザードエリアについては、国土数値情報に掲載されているデータを使用。出典と年次を追記。          &lt;国土数値情報、北海道太平洋沿岸における津波浸水予測図（平成 24（2012）年度）等&gt;          → 土砂災害警戒区域の図については、指摘を踏まえ確認し、より広域の図に修正。</p>
3	記述追加	3	まちづくり方針	<input checked="" type="checkbox"/> 八雲町では立地適正化計画の作成と並行して、北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画を策定しているが、新幹線新駅の周辺がどのように整備されるかという点は、今後のまちづくりを考える上で重要な要素であり、基本計画の概要について参考としてでも記載してはどうか。	<p>→ 「居住や都市機能を誘導するエリアとはしない」ため、まちづくりの方針の表の下に、以下のような内容を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新駅周辺は、「牧場の中の駅」をキーワードに、必要最低限の整備とする方針である。</li> <li>● その方針も踏まえ、都市計画区域を拡大し、白地地域とし、特定用途制限地域と景観地区の設定をして、既存の牧歌的風景を保全し、生かすエリアとしていく予定である。</li> </ul>
4	図の修正 記述追加	4	計画対象範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 一方で、立地適正化計画の区域のうち誘導区域以外の区域について、もう少しその部分の土地利用の方向性を強調できるとより良いものになると思われる。	<p>→ 上記の立岩地区、新幹線新駅周辺の土地利用等（その他エリアは現行都市マスを参照）を整理して改めて記載。（4.2 誘導区域等の設定で対応。（「(3)誘導区域外について」を追加）</p>
5			図 都市機能誘導区域	<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に、コンパクト+ネットワークをイメージできないので、都市機能誘導区域におけるネットワークに関すること等を注釈した方が良いのではないか。	<p>→ 指摘を踏まえ追記。</p>
6	記述追加 表の追加	5	誘導施設	<input checked="" type="checkbox"/> なぜ、この施設を選択し、商業施設等を外しているかの説明があると良い。	<p>→ 指摘を踏まえ追記。</p>
7				<input checked="" type="checkbox"/> 現状の立地を維持する施設についても誘導施設としている他市町もあるが、誘導する施設と維持する施設どちらも誘導施設とするのか。	<p>→ 「誘導」「維持」の区別無く、「誘導施設」と位置づけることで再確認し、修正。</p>
8				<input checked="" type="checkbox"/> 届出の要否に影響が出るため、定義を明確に示してはどうか。	<p>→ 指摘を踏まえ、具体的に想定される施設内容を追記。</p>
9	記述追加	6	誘導区域の防災対策について	<input checked="" type="checkbox"/> 誘導区域の一部が浸水区域に含まれることについて、防災に関する施策が記載されているが、b.町としての取組の「防災に関する各種情報提供・訓練の実施」の内容について、具体的な記載は可能か。すでに公表されている計画の記載内容（添付参照）などを参考に記載すること。	<p>→ 指摘を踏まえ、町地域防災計画より引用される、以下のような内容を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災計画を基本とし予防対策と情報の事前周知、災害時の情報収集及び伝達を強化する。              具体的には、以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【津波】過去の被害状況や津波ハザードマップ等を参考として、避難場所・経路や防災行政無線など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう日頃から避難方法などの防災教育に努める。</li> <li>➢ 【河川】浸水想定区域ごとの「洪水ハザードマップ」を作成し、災害への備えとして「事前対策」（非常持出品の準備）から洪水予報等の「災害情報」や「避難情報」（避難準備情報・避難勧告・避難指示）の伝達方法、「災害時の心得」について、町民への周知徹底を推進している。また、八雲町のホームページの防災情報を活用し、洪水ハザードマップの内容や浸水想定区域の周知徹底を図る。</li> </ul> </li> </ul>
10	記述追加	7	都市機能や居住の誘導に関する届出	<input checked="" type="checkbox"/> 誘導区域外における届出制度の概要を記載しているが、今年の都市再生特別措置法の改正において、誘導施設の休廃止に係る届出制度も創設されている。こちらについては、誘導区域内にある誘導施設を休廃止しようとする際に、30 日前までに届出義務が生じるというものであり、この制度についても記載すること。	<p>→ 指摘を踏まえ、以下の内容を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能誘導区域内に誘導すべきとしている誘導施設が区域内からなくなる事態を把握するため、都市機能誘導区内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、その 30 日前までに町への届出が必要となる。</li> </ul>
11	目標指標 及び算出 方法 の追加	8	取組の目標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> ②のアンケートについて、総合計画での目標値と整合しているか、また 5 年に一度行うか確認しておいた方が良い。	<p>→ 総合計画では目標値設定されていないが重要な視点と認識し指標と設定した。ただし、総合計画としてのアンケートは 10 年に 1 度の実施となる。そのため、アンケート指標については、そのことを但し書きとして追記した状態で残り、新たに、都市機能誘導区域に関する指標を追加し、2 つの項目で 5 年おきの検証を行えるように修正。</p>
12			取組の目標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 人口に関する目標を記載しているが、鉄道・バスの本数や利用者数など、公共交通に関する目標についても記載すること。なお、公共交通に関する目標の記載については、今年度から集約都市形成支援事業の交付要件となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> より明確かつ説得力のある目標とするため、目標値の算出の考え方についても併せて記載すること。	<p>→ 公共交通に関する目標について、「公共交通の徒歩圏人口」を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存バス路線の実情として、地域間交通の意味合いが強いことや、今後の公共交通網形成計画の検討の中で、路線維持が結論となるとは限らないため、「公共交通の徒歩圏人口」として、現状のままよりも利用しやすい町民が増えるようにしていく、という目標値を掲げる。</li> </ul> <p>→ 合わせて、指摘を踏まえ、目標値の算出の考え方を追記。</p>

## 八雲町立地適正化計画策定スケジュールについて

平成 29 年 9 月 28 日 第 1 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 29 年 12 月 5 日 第 2 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 29 年 12 月 18 日 町民懇談会  
平成 30 年 2 月 21 日 第 3 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 30 年 6 月 27 日 第 4 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 30 年 10 月 9 日 町民懇談会  
平成 30 年 11 月 20 日 第 5 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 30 年 12 月 25 日から  
パブリックコメント  
平成 31 年 1 月 24 日まで  
平成 31 年 2 月 28 日 第 6 回 八雲町立地適正化計画策定検討会議  
平成 31 年 3 月 5 日 八雲町都市計画審議会に諮問  
平成 31 年 3 月 26 日 町民説明会（公民館 ①13:30~②18:30~）  
平成 31 年 4 月 1 日 八雲町立地適正化計画公表

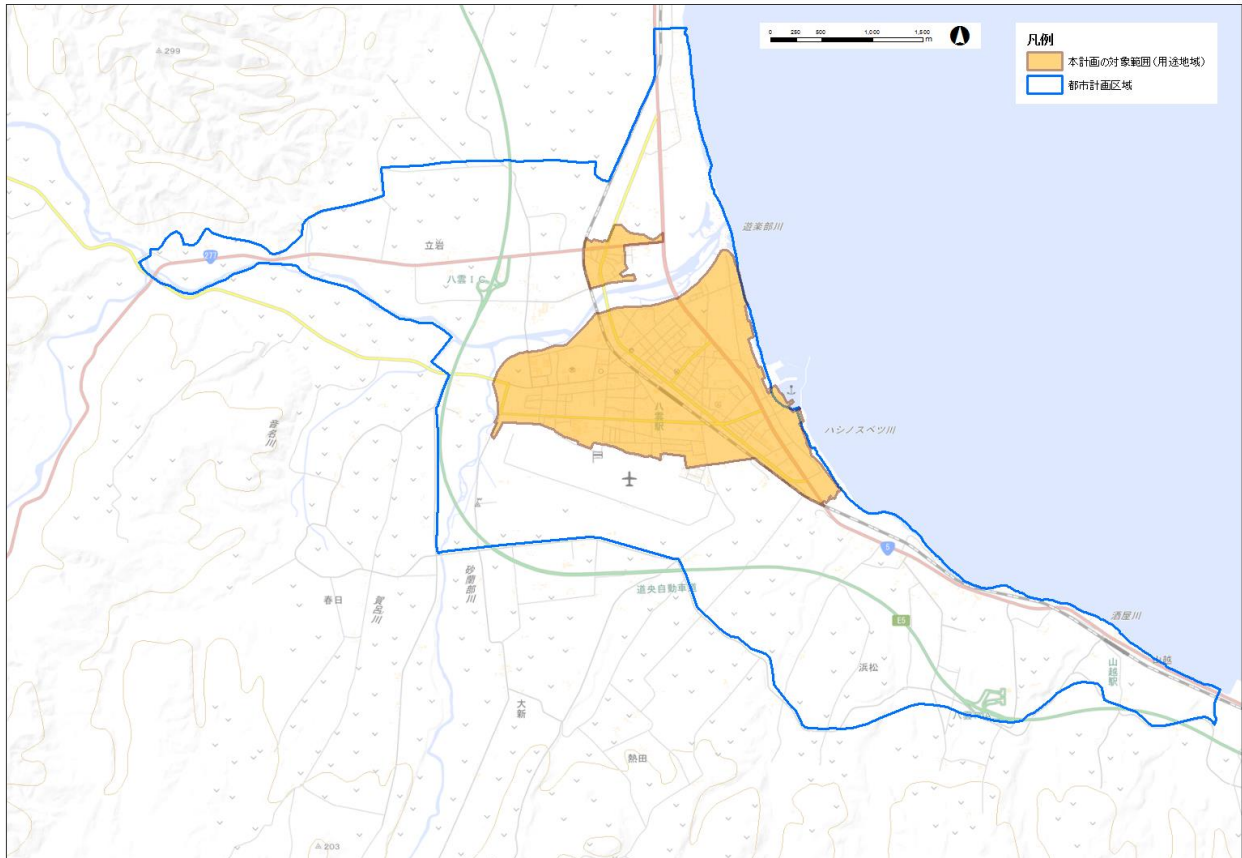
※八雲町立地適正化計画策定検討会議については、(H31.2.28 開催)

第 6 回計画策定検討会議をもって終了となります。

### 1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、下図に示す用途地域内とし、八雲地区市街地部を対象とする。

ただし、本町における拠点（中心拠点・集落拠点）形成と拠点間のネットワーク化に取り組んでいく計画とするため、一定の集落を形成する、熊石地区及び落部地区についても、今後の方針を示す。



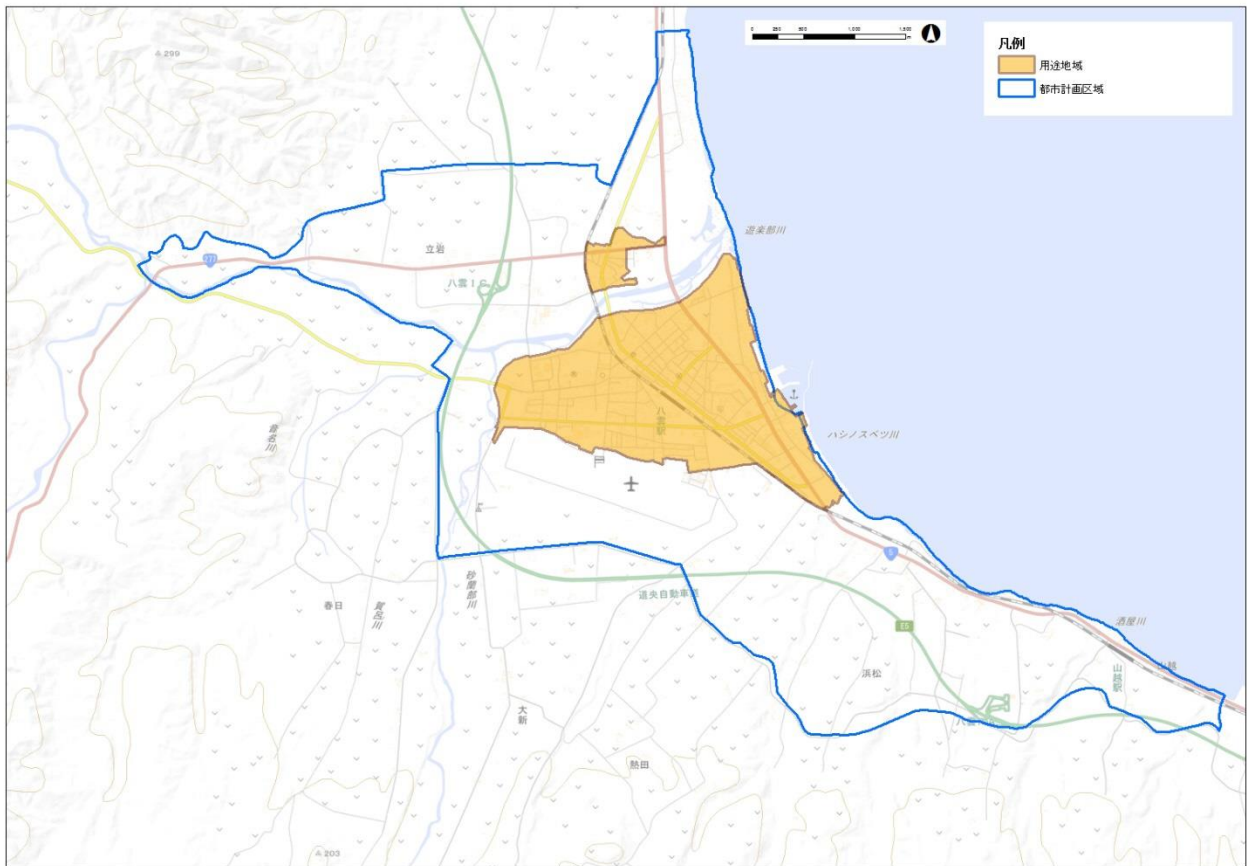
計画対象範囲

### 1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、下図に示す都市計画区域内とし、主に八雲地区市街地部について記載する。ただし、本町における拠点（中心拠点・集落拠点）形成と拠点間のネットワーク化に取り組んでいく計画とするため、一定の集落を形成する、熊石地区及び落部地区についても、今後の方針を示す。

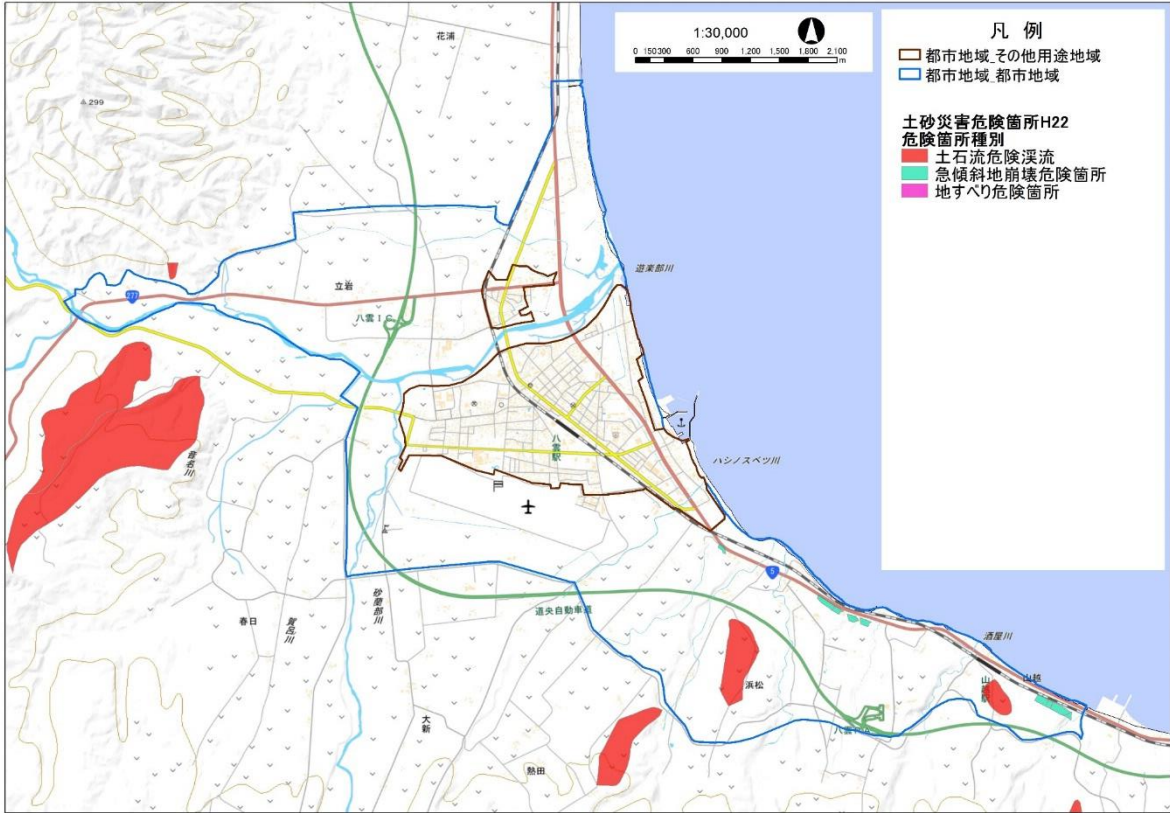
なお、都市計画区域外である春日地区には、北海道新幹線新八雲（仮称）駅が2030年度末に開業予定であるが、「北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備基本計画」では、新駅周辺は、「牧場の中の駅」をキーワードに、既存の牧歌的風景を保全し、生かすエリアとして、必要最低限の整備とする方針を示している。その方針を踏まえ、都市計画区域を拡大（白地地域）するものの、居住や都市機能を誘導するエリアとはせず、景観等周辺環境の保全を目的とした、特定用途制限地域及び景観地区を設定することを予定している。

現段階では、現行の都市計画区域を対象範囲とするが、今後、都市計画区域の変更を踏まえ、対象範囲の拡大を行っていくこととなる。

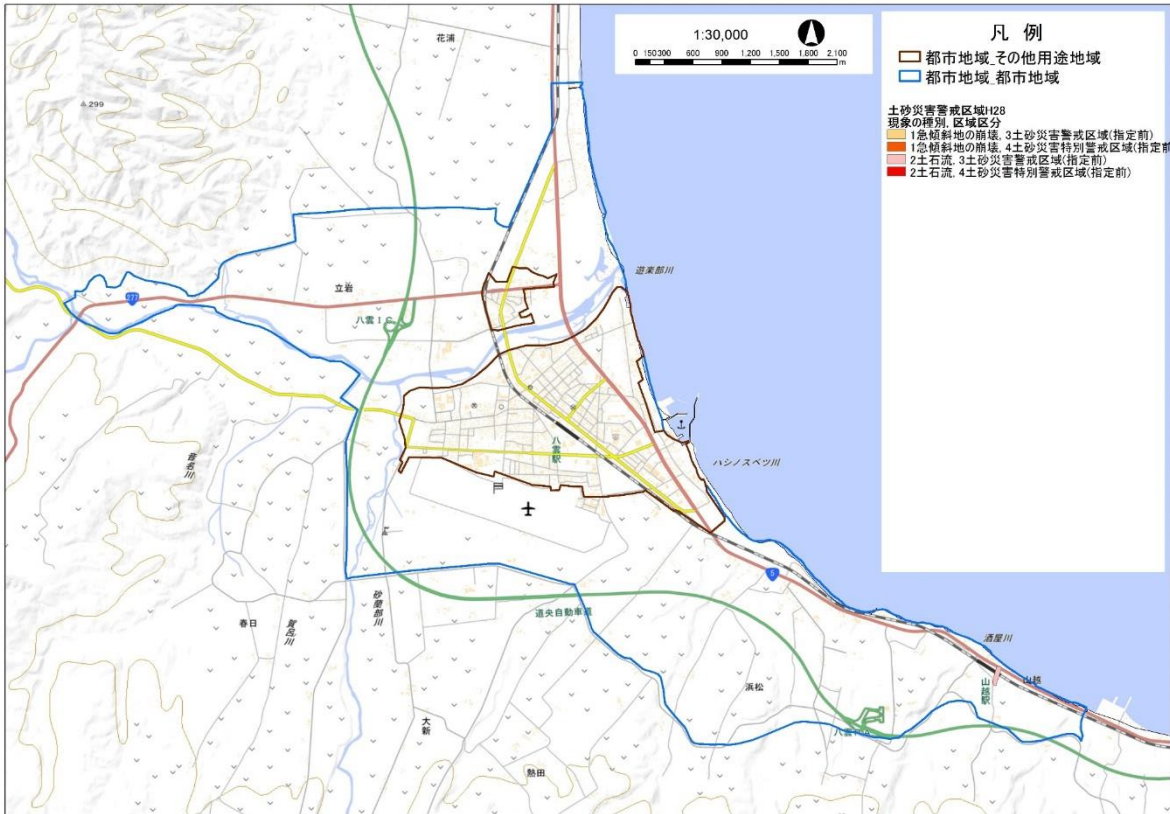


計画対象範囲



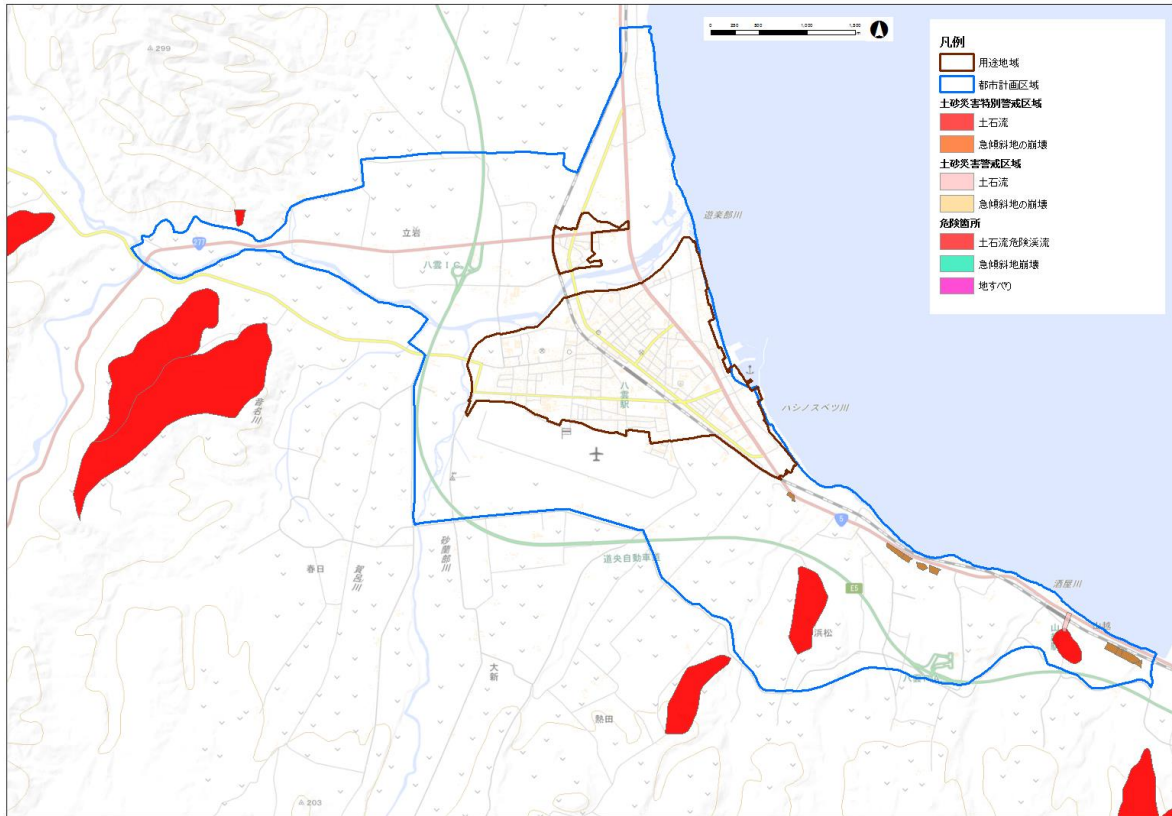


土砂災害危険箇所（H22）



土砂災害警戒区域（H28）

関係機関協議に基づき、  
図を訂正



土砂災害特別警戒区域、警戒区域及び危険箇所

<北海道土砂災害警戒情報システムを元に、国土数値情報（平成 22(2010)年度、平成 28(2016)年度）を活用して作成>

### 3.2 まちづくり方針

#### (1) まちづくり方針

現状課題を踏まえたまちづくりの課題に基づき、「効率・効果的な公共サービスの提供」「安心・安全の確保」「より利便性の高い市街地形成」に関する主たる対象を町民全体、「人口減少・少子高齢化への適応」に関する主たる対象を子育て世帯と高齢世帯、「新幹線開業インパクトの活用」に関する主たる対象を、観光客・移住希望者とし、それぞれ、以下のとおり各対象に対するまちづくり方針を整理した。

これらより、町全体のまちづくり方針として、「子育て世代も集まれる多世代交流型拠点づくりにより、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指すこととする。

	方針
人口減少・少子高齢化への適応	<b>町民</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少下においても市街地の人口密度を維持できるように、計画的に居住を誘導する。</li> <li>既存施設（公共施設・インフラ）など、今あるものを最大限活用し、公共サービスを維持する。</li> <li>海や川に面する地域は浸水リスクが高いため、比較的风险が低いところに居住を誘導する。</li> </ul> <b>子育て世帯</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年少人口の減少が続く中、将来の担い手づくりのため、子育てしやすいまちを目指し、切れ目のない支援を行うための機能の維持・充実を図る。</li> </ul> <b>高齢世帯</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>老年人口が増加することを踏まえ、いつまでも現役で活躍でき、高齢者が安心して暮らせるための機能の維持・充実を図る。</li> </ul> <b>観光客・移住希望者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客や移住希望者が求めるニーズに応じた、魅力ある市街地環境を形成し、新たな交流の創出を図る。</li> </ul>
効率・効果的な公共サービスの提供	
安心・安全の確保	
より利便性の高い市街地形成	
新幹線開業インパクトの活用	

**子育て世代も集まれる多世代交流型拠点づくりにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す**

### 3.2 まちづくり方針

#### (1) まちづくり方針

現状課題を踏まえたまちづくりの課題に基づき、「効率・効果的な公共サービスの提供」「安心・安全の確保」「より利便性の高い市街地形成」に関する主たる対象を町民全体、「人口減少・少子高齢化への適応」に関する主たる対象を子育て世帯と高齢世帯、「新幹線開業インパクトの活用」に関する主たる対象を、観光客・移住希望者とし、それぞれ、以下のとおり各対象に対するまちづくり方針を整理した。

これらより、町全体のまちづくり方針として、「子育て世代も集まれる多世代交流型拠点づくりにより、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指すこととする。

	方針
人口減少・少子高齢化への適応	<p><b>町民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少下においても市街地の人口密度を維持できるように、計画的に居住を誘導する。</li> <li>既存施設（公共施設・インフラ）など、今あるものを最大限活用し、公共サービスを維持する。</li> <li>海や川に面する地域は浸水リスクが高いため、比較的风险が低いところに居住を誘導する。</li> </ul> <p><b>子育て世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年少人口の減少が続く中、将来の担い手づくりのため、子育てしやすいまちを目指し、切れ目のない支援を行うための機能の維持・充実を図る。</li> </ul> <p><b>高齢世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老年人口が増加することを踏まえ、いつまでも現役で活躍でき、高齢者が安心して暮らせるための機能の維持・充実を図る。</li> </ul> <p><b>観光客・移住希望者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客や移住希望者が求めるニーズに応じた、魅力ある市街地環境を形成し、新たな交流の創出を図る。</li> </ul>
効率・効果的な公共サービスの提供	
安心・安全の確保	
より利便性の高い市街地形成	
新幹線開業インパクトの活用	

子育て世代も集まれる多世代交流型拠点づくりにより、  
誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す

#### ※北海道新幹線新八雲（仮称）駅周辺整備について

本計画の対象範囲外（都市計画区域外）であるが、春日地区に北海道新幹線新八雲（仮称）駅が2030年度末に開業予定である。

新駅周辺は、「牧場の中の駅」をキーワードに、既存の牧歌的風景を保全し、生かすエリアとして、必要最低限の整備とする方針を示している。

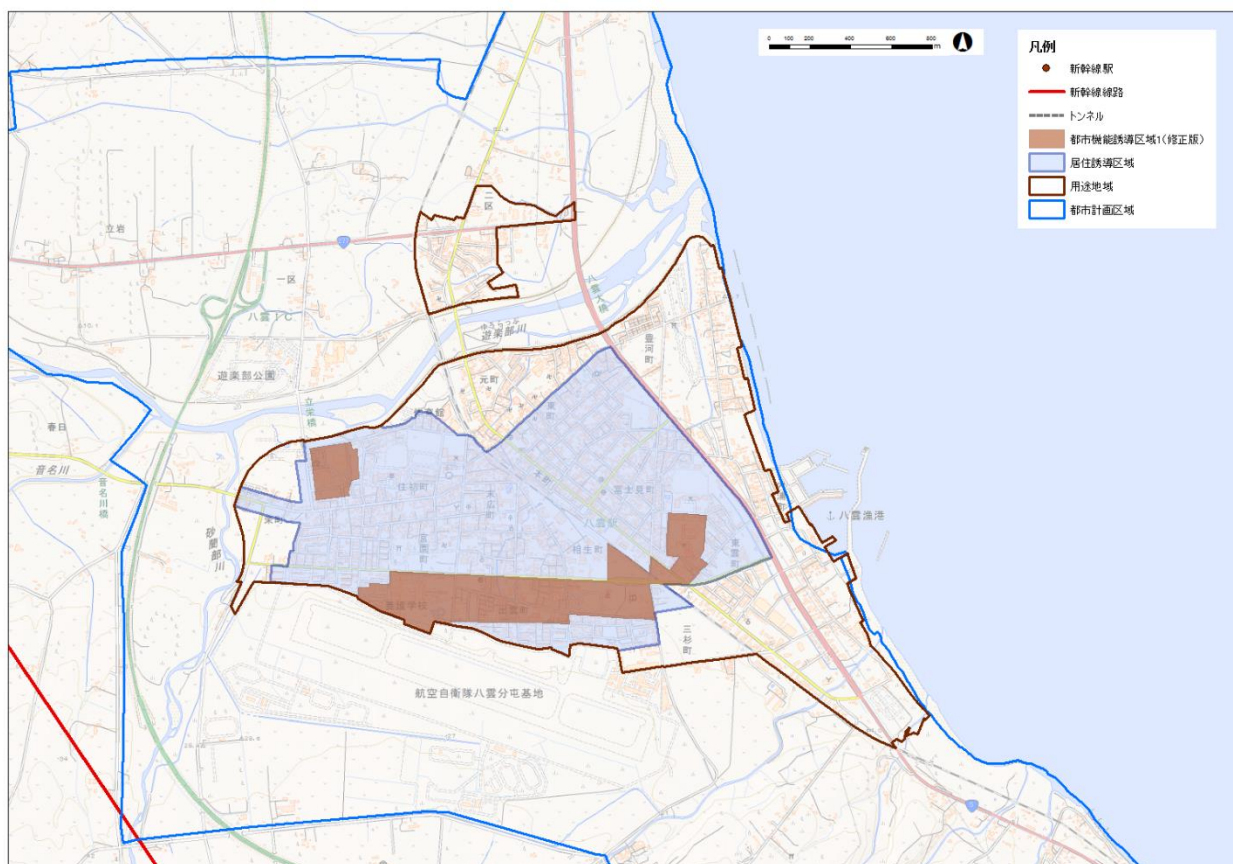
その方針を踏まえ、都市計画区域を拡大（白地地域）するものの、居住や都市機能を誘導するエリアとはせず、景観等周辺環境の保全を目的とした、特定用途制限地域及び景観地区を設定することを予定している。



(2) 都市機能誘導区域

前述の設定方針・条件を元に、都市機能誘導区域は下図に示すとおり設定する。

新幹線開業後により重要性が高まると見込まれる出雲通沿いを中心に、国立病院機構 八雲病院跡地、シビックコア地区周辺、総合病院地区周辺に加え、既に施設が集積し、現状で公共交通も整備されているシルバープラザ周辺の医療・福祉拠点を含むエリアを都市機能誘導区域に設定する。



都市機能誘導区域

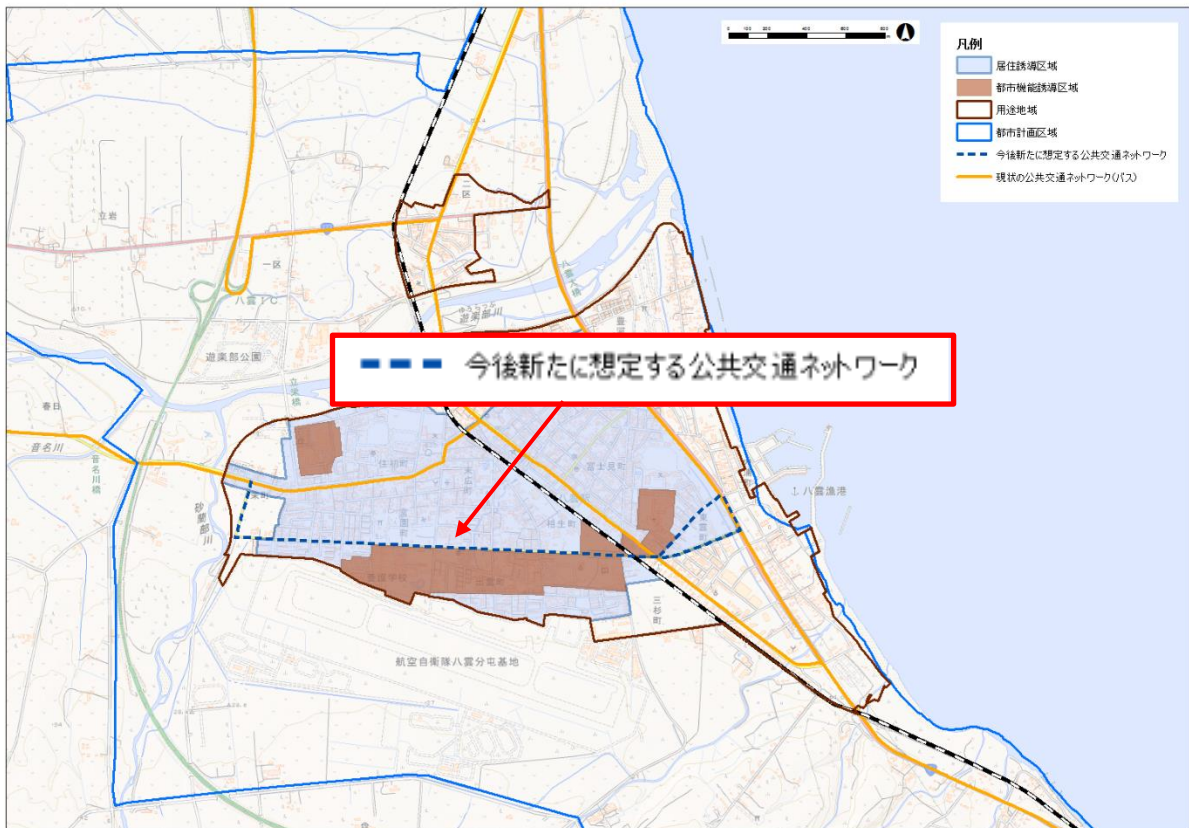
関係機関協議に基づき、  
図を訂正、記述を追加

## (2) 都市機能誘導区域

前述の設定方針・条件を元に、都市機能誘導区域は下図に示すとおり設定する。

新幹線開業後により重要性が高まると見込まれる出雲通沿いを中心に、国立病院機構 八雲病院跡地、シビックコア地区周辺、総合病院地区周辺に加え、既に施設が集積し、現状で公共交通も整備されているシルバープラザ周辺の医療・福祉拠点を含むエリアを都市機能誘導区域に設定する。

また、都市機能の誘導に合わせ、現在はバス路線のない出雲通についても、将来的な公共交通ネットワークの形成を図り、町民誰もが徒歩と公共交通によって利便性高く生活できる市街地形成を目指す。



都市機能誘導区域

## (3) 誘導区域外について

本計画の対象範囲に含まれる、誘導区域外のエリアについては、都市計画マスタープランに即し、以下のとおりの土地利用とする。

地区		今後の土地利用の方向性
用途地域内	内浦町	● 漁業振興エリアとしての機能の維持
	立岩地区、三杉町の一部	● 工業集積地としての機能の維持
	元町、東雲町の一部等	● 各種需要に応じた沿道サービスの維持 ● 既存住民に対する防災に考慮した居住環境の維持
	三杉町の一部、栄町の一部	● 既存住民に対する居住環境の維持
用途地域外		● 自然の保全・農地の保全

### (3) 誘導施設

公共施設等総合管理計画で、老朽化及び複合化・統合が示される公共施設を都市機能誘導の主たる対象とし、建築後30年程度を超え、計画期間内での建替や移転の可能性が高い、以下の拠点機能を、都市機能誘導施設と設定する。

#### 【立地を誘導する施設】

- 役場庁舎（福祉施設や社会教育施設等との複合化）
- 高齢者福祉施設や子育て支援施設等の保健・福祉施設
- 公民館等の社会教育施設

#### 【立地を維持する施設】

- シルバープラザ等の保健・福祉施設
- 八雲町立総合病院などの医療施設

(4) 誘導施設

子育て世帯が子育てしやすく、高齢世帯も、いつまでも現役で活躍でき、安心して暮らせるための機能の維持・充実を図るため、子育て関連施設や高齢者の生きがい創出に係る施設等の、複合的な機能を持った拠点形成を目指す。

これらの機能としては、高齢者福祉施設や子育て支援施設等の保健・福祉施設とそれらとの連携が必要な医療施設、公民館等の社会教育施設が考えられるが、これらは公共施設等総合管理計画の中でも老朽化及び複合化・統合が示される公共施設に含まれており、同じく老朽化し公共サービスの窓口となる役場庁舎と共に集約・複合化を図っていく。

一方、各種機能の集約化を想定する場合に、集客・賑わい等をもたらすことが期待される商業施設については、新幹線開通後の在来線のあり方次第で、駅前商店街を主として、目標とする商業集積のあり方が変動するものと考えられることから、今回の計画では対象とはせず、在来線の動向が決まり次第、検討の対象とする。

上記を踏まえ、都市機能誘導の対象とする誘導施設には、以下の施設を設定する。

誘導施設の一覧

種別	施設機能	備考
行政機能	役場庁舎	※ 下記機能との複合化を図る
保健・福祉・ 医療機能	高齢者 等福祉	高齢者福祉施設 = 老人福祉法第 5 条の 3 に規定される施設。
		障がい者福祉施設 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条に規定される施設。
	子育て 支援	保育所・幼稚園・ 幼保連携型認定こども園 = 児童福祉法第 39 条に規定される施設。 = 児童福祉法第 39 条の 2 に規定される施設。 = 学校教育法第 22 条に規定される施設。
		子育て支援センター・ 学童保育所 = 厚生省の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設。 = 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定される施設。
	医療	病院・診療所 = 医療法第 1 条の 5 に規定される施設。 = 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定される施設。
社会教育機能	公民館等集会施設	= 社会教育法第 20 条に規定される「公民館」や図書館法第 2 条に規定される「図書館」、集客交流が見込まれる展示会や会議などを主要な用途とするホールや会議室などを有する施設等の、多世代の交流創出を目的としたスペースを有する施設。



② 安全な居住環境維持のための施策

本計画では、居住を誘導する区域から、津波や河川氾濫、土砂災害等の災害被害が特に大きいと考えられる区域を除外している。ただし、一部、JR～国道5号の範囲は、津波浸水が浸水深2～4mと想定される地域も含まれているものの、人口集積も多い市街地であるため、災害時の被害を最小限にするための取組の実施を前提とした設定としている。このことを踏まえ、以下の2つの方向性で施策を実施していく。

a. 施策の方向性

- JR～国道5号の範囲で既に避難所として位置づけている八雲中学校における防災拠点機能を維持しつつ、引き続き、防災機能・拠点の強化を推進する。
- その他、住民の防災意識の向上に向け、ハザードマップの継続的な公表・提供や、日常的な行政と町民との連携による訓練活動など、十分な対策を今後も続けていく。

b. 町としての取組

● 防災に関する各種情報提供・訓練の実施	等
----------------------	---

c. 活用が考えられる制度（国による財政支援等）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業の活用	
→	居住誘導区域内で人口密度 40 人/ha 以上の区域内であること等の要件として、防災性能や省エネルギー性能の向上などの緊急的な課題に対応した質の高い施設建築物等の整備（住宅・建築物及びその敷地の整備等）を支援する制度
→	住宅・建築物における、高齢者等配慮対策、子育て対策（転落事故の防止等）、防災対策（耐震構造等）、省エネルギー対策、環境対策、維持管理対策等が対象

## ② 安全な居住環境維持のための施策

本計画では、居住を誘導する区域から、津波や河川氾濫、土砂災害等の災害被害が特に大きいと考えられる区域を除外している。ただし、一部、JR～国道5号の範囲は、津波浸水が浸水深2～4mと想定される地域も含まれているものの、人口集積も多い市街地であるため、災害時の被害を最小限にするための取組の実施を前提とした設定としている。このことを踏まえ、以下の2つの方向性で施策を実施していく。

### a. 施策の方向性

- JR～国道5号の範囲で既に避難所として位置づけている八雲中学校における防災拠点機能を維持しつつ、引き続き、防災機能・拠点の強化を推進する。
- その他、地域防災計画を基本として、予防対策と情報の事前周知、災害時の情報収集及び伝達を強化する。住民の防災意識の向上に向けては、ハザードマップの継続的な公表・提供や、日常的な行政と町民との連携による訓練活動などの十分な対策を今後も続けていく。

### b. 町としての取組

- 防災に関する各種情報提供・訓練の実施 等

【津波】過去の被害状況や津波ハザードマップ等を参考として、避難場所・経路や防災行政無線など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう日頃から避難方法などの防災教育に努める。

【河川】浸水想定区域ごとの「洪水ハザードマップ」を作成し、災害への備えとして「事前対策」（非常持出品の準備）から洪水予報等の「災害情報」や「避難情報」（避難準備情報・避難勧告・避難指示）の伝達方法、「災害時の心得」について、町民への周知徹底を推進する。また、八雲町のホームページの防災情報を活用し、洪水ハザードマップの内容や浸水想定区域の周知徹底を図る。

### c. 活用が考えられる制度（国による財政支援等）

#### 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の活用

- 居住誘導区域内で人口密度40人/ha以上の区域内であること等の要件として、防災性能や省エネルギー性能の向上などの緊急的な課題に対応した質の高い施設建築物等の整備（住宅・建築物及びその敷地の整備等）を支援する制度
- 住宅・建築物における、高齢者等配慮対策、子育て対策（転落事故の防止等）、防災対策（耐震構造等）、省エネルギー対策、環境対策、維持管理対策等が対象

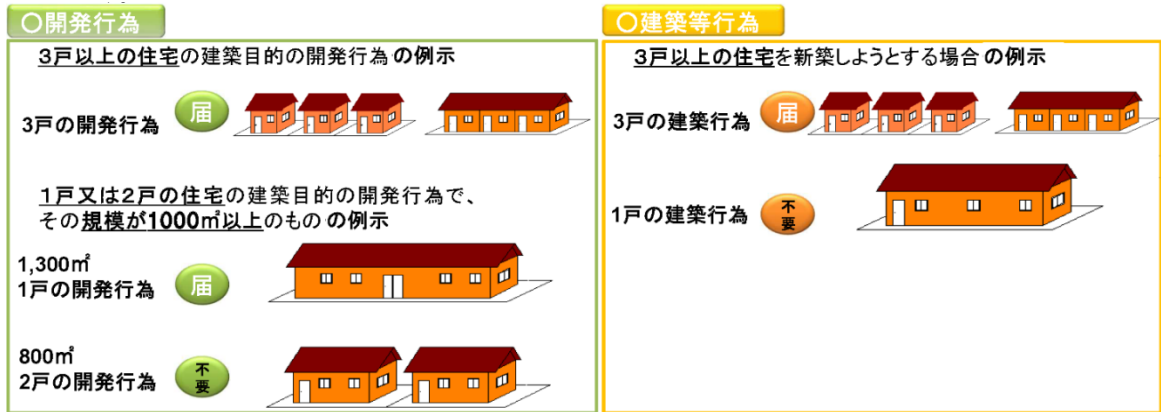


図 居住誘導区域外において届出対象となる行為の例

※ 届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがある。

関係機関協議に基づき、  
記述を追加



図 居住誘導区域外において届出対象となる行為の例

※ 届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがある。

### ③ 誘導施設の休廃止における届出

都市機能誘導区域内に誘導すべきとしている誘導施設が区域内からなくなる事態を把握するため、都市機能誘導区内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、その30日前までに本町への届出が必要となる。



## 5. 計画の実現に向けた進捗管理

### 5.1 取組の目標の設定

本計画で位置づけた目指すべき都市構造に向け、これらの達成状況を示す指標とその目標値を以下のとおり設定する。これらの指標の達成状況を随時、確認し、本計画に係る取組の効果検証を行っていく。

指標	単位	基準値	目標値（2041年）
① 居住誘導区域内人口の用途地域内人口に対する割合	%	現状人口値：73.1 推計人口値：76.3	80.0
② 『八雲町は住みやすい』とするアンケート回答率（「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせた値）（※総合計画より）	%	65.1（2016年値）	70.0

## 5. 計画の実現に向けた進捗管理

### 5.1 取組の目標の設定

本計画で位置づけた目指すべき都市構造に向け、これらの達成状況を示す指標とその目標値を以下のとおり設定する。これらの指標の達成状況を随時、確認し、本計画に係る取組の効果検証を行っていく。

指標	算出方法	基準値	目標値 (2041年)
① 居住誘導区域内人口の用途地域内人口に対する割合  〔※ 市街地全体のうち、どれだけ区域内に居住誘導を図れているかを示す指標。〕	国勢調査及び社人研推計を元にした 100mメッシュ人口より算出した、居住誘導区域内人口を、用途地域内人口で除した割合。	現状値：73.1% 推計値：76.3%  〔居住誘導区域内人口 ＝現状値：6,693人 ＝推計値：4,625人 用途地域内人口 ＝現状値：9,158人 ＝推計値：6,062人〕	80.0%
② 都市機能誘導区域内における、誘導施設に位置づけた機能の充足率  〔※ 区域内において、誘導すべき都市機能が計画的に立地しているかを示す指標。〕	都市機能誘導区域内に立地している施設機能数を、誘導施設に位置づけた施設機能の種類数で除した割合。	現状：5 機能/7 機能	7 機能/7 機能
③ 居住誘導区域内における公共交通の徒歩圏人口  〔※ 居住誘導区域の中で、町民がより公共交通を利用しやすい環境形成を図れているかを示す指標。〕	鉄道駅から半径 800m＋バス停留所から半径 300mの範囲内に居住する人口について、国勢調査及び社人研推計を元にした 100mメッシュ人口より算出。	現状値：5,046人 推計値：3,527人	3,700人
④ 『八雲町は住みやすい』とするアンケート回答率（「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせた値）  〔※ 本計画における取組が、町民にとって、より住みやすい環境づくりにつながっているかを把握する総合評価的な指標。〕	総合計画に関する町民アンケート調査結果。なお、本アンケート調査は 10 年に 1 度の実施を予定しているため、達成状況の把握はそれに合わせて行う。	65.1% (2016 年値)	70.0%